

令和2年第9回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和2年9月28日(月)午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 渡辺 敦子 委員 本間 正江 委員 名島 啓太 委員 齋藤 邦彦 委員 阿良田 由紀
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) 学校支援課長 教育総合相談センター所長 飛鳥山博物館長 中央図書館長 子ども未来部長 子ども未来部参事

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	58号	東京都北区飛鳥山博物館に係る行政財産の使用許可について	承認
追加日程1	59号	東京都北区教育委員会事務局職員(課長級以上)の異動について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
2	58号	多子世帯学校給食費補助金について	了承
3	59号	王子桜中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級開設・運営に関する検討結果(報告)について	了承
4	60号	特別支援教室(中学校)の巡回拠点の設置について	了承
5	61号	赤羽西図書館のトイレ改修工事とそれに伴う臨時休館について	了承
6	62号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第9回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和2年9月28日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和2年第9回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第58号議案「東京都北区飛鳥山博物館に係る行政財産の使用許可について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、私から第58号議案について、ご説明申し上げます。

表紙を2枚おめくりいただき、2ページの説明欄をご覧ください。

北区飛鳥山博物館内に「渋沢×北区青天を衝け大河ドラマ館」設置のための行政財産使用許可申請がありましたので、使用を許可するため本案を提出するものでございます。

ご案内のとおり、大河ドラマ「青天を衝け」は、新1万円札の顔として注目され、また、約500の企業を育て、約600の社会公共事業に関わった渋沢栄一が主人公でございます。

1ページにお戻りください。1の申請者、使用を許可する財産の表示及び使用料でございます。申請者が東京都北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会会長でございます。使用する場所でございますが、飛鳥山博物館の講堂、ホワイエ、特別展示室で、延床面積で400平米となります。使用料につきましては、免除といたします。

2の使用目的でございます。北区渋沢栄一プロジェクトの一環として、北区飛鳥山博物館内に大河ドラマ館を設置するものでございます。

3の使用許可期間ですが、ドラマ館設置のための工事を令和2年11月から始め、閉館後の撤収工事を令和4年1月に行いますので、お示しの使用期間となります。なお、ドラマ館の開館期間でございますが、令和3年2月20日土曜日から12月26日日曜日の予定と伺っております。

なお、大河ドラマ館開催中の博物館の事業でございますが、講座につきましては3階の体験学習室や北とぴあの研修室を予定しております。

また、企画展や「奥山峰石と北区の工芸作家展」につきましては、3階のギャラリーを利用して開催する予定でございます。

4の使用料でございます。使用料については東京都北区行政財産使用料条例第5条第1号により、免除とさせていただきたいと存じます。

3ページ、こちらは博物館の平面図ですが、大河ドラマ館で使用する部分をねずみ色で色づけしてございます。

また、4ページ、5ページは申請者からの申請書でございます。後ほど高覧いただ

ければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第58号議案は原案どおり承認することに決定いたします。
ここで、東京都北区教育委員会事務局職員課長級以上の人事について、議案を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。
それでは、追加日程第1、第59号議案「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは第59号議案につきましてご説明いたします。
1枚おめくりください。地教行法の規定により発令されるよう推薦するものでございます。

内容はお示しのとおりでございますが、昨年11月から育児休業を取得してました染矢子ども未来部副参事の復職に伴いまして、10月1日付、子ども環境応援担当課長の発令を行うものでございます。並びに、この間子ども環境応援担当課長を兼務してました鈴木子ども未来部参事につきまして、9月30日付で兼務解除を行うものでございます。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第59号議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に、報告事項に移ります。日程第2、報告第58号「多子世帯学校給食費補助金について」事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、報告第58号、多子世帯学校給食費補助金についてご説明いたします。資料を1枚おめくりください。1番の要旨です。区長の選挙公約等に表明されました小中学校給食費等の保護者負担軽減につきまして、多子世帯への給食費補助をすることとしまして、これまで制度の詳細について検討してまいりましたが、このたび概要が固まってきましたので、ご報告いたします。

2番の内容です。(1)の対象は、区内に住所を有し、生計を同一にする世帯のうち、区立小中学校に在籍している第2子以降のお子さんがある保護者となります。世帯の所得制限、第1子の年齢による制限は行いませんが、生活保護及び就学援助を受けている場合は、そちらから給食費が支払われているため、補助金の対象外となります。

(2)補助金額につきましては、支払われた給食費のうち、第2子を半額、第3子以降は全額を補助いたします。ただし、就学奨励費等の国や都の制度で給食費の給付を受けている場合は、その額を補助金から除きます。また、給食費に未納がある場合は補助金の支給はいたしません。

支給方法についてですが、保護者への口座振込として、今年度については10月から来年3月相当分の給食費を対象といたします。来年度以降は4月から7月相当分を9月に、9月から翌年3月相当分を翌年の4月に、年2回の支給といたします。

資料の裏面をご覧ください。

(3)の実施方法です。まず、システムで対象者を抽出いたしまして、申請書を区の教育委員会から送付いたします。申請書をご記入いただいて、郵送で学校支援課に返送していただきます。次に、申請内容を確認して、認定結果を保護者に通知するとともに、学校では給食費の納付状況を確認いたします。補助金対象と認定された場合、納付状況が確認でき次第、保護者指定の口座へ補助金の支給を行います。

(4) 現在のシステム改修状況ですが、既にある教育系のシステムを使いまして学齢ごとに連携して各補助金の交付業務を行えるように改修を行っております。現在、帳票類の出力、動作確認を終え、転出入などの様々な異動パターンによる対応方法を確認しているところです。

3番、今後のスケジュールです。令和2年10月1日から制度が開始します。まず10月5日に学校給食費の担当者に事務説明会を行います。11月上旬に申請者を送付し、3月に給食費の納付状況を確認したのち、保護者へ補助金を支給する予定です。

私からの報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程3、報告第59号「王子桜中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級開設・運営に関する検討結果(報告)について」事務局から説明をお願いします。

教育総合相談センター
所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター
所長

それでは、私から報告第59号について、ご説明申し上げます。
資料を1枚おめくりいただきまして、1の要旨でございます。令和3年4月に王子桜中学校に開設予定の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設・運営につきまして、別紙資料のとおり運営検討委員会において検討結果が取りまとめられ、教育委員会に報告がありましたので、報告させていただくものでございます。

資料の2の(1)ア、学級規模、それから、イ、開設後2年間における学年の段階的受入れ、それから2の(ア)対象となる生徒等につきましては、7月8日の教育委員会でご報告した内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

裏面の(3)以降につきましては、別紙資料を用いまして、ポイントとなる箇所だけご説明させていただきます。

それでは、別紙資料でございますが、5ページをご覧ください。5ページの下部、検討課題3、教職員の配置・時間割の(1)教職員の配置の基本的な考え方につきましては、中学校の知的障害の特別支援学級の場合は、特別な教育課程を編成することが認められており、教員が所有している免許教科以外の教科を指導することができますが、一般の中学校の自閉症・情緒障害学級の教員につきましては、所有している免許教科以外の教科を単独で指導することができないということで、教員以外に東京都時間講師、そ

れから、区採用の教科指導講師の配置が必要となるものでございます。

次のページ、6ページにお進みをいただきまして、その下の四角囲みの下の部分、時間割をお示ししてございます。開設初年度の令和3年度において、中学1年のみで生徒数8人以下1学級という想定で、時間割例をお示ししてございます。正規教員については、学級数プラス1名配置されるということで、1学級の場合は2名配置の予定です。教員Aを国語、教員Bを体育の教員という想定でシミュレーションしたのですが、都の時間講師については、黒い丸でお示しのC、D、E、F、G、Hの6名。それから、区採用の教科指導講師については、三角のI、Jの2名が必要となります。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、7ページ、検討課題の4、教育課程編成の方針でございます。これにつきましては、昨年度の王子小学校のときと同様でございますが、中段の(2)教育課程の構造と内容の3段落目、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程については、自立活動の指導、各教科の指導、交流及び共同学習の3本の柱を基本として編成することが重要となります。

以下、7ページの下のア、自立活動の指導、それから9ページまでお進みいただきまして、上段のイ、各教科の指導、それから中段のウ、交流及び共同学習について、それぞれ記載させていただいております。

次に、隣の10ページの(4)「個別指導計画」及び「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の活用につきましては、2段落目で中学校では各教科担当の教員、それから、講師が指導に当たるということで、学級担任と教科担当が連携をして個別指導計画等を作成・活用するという内容を記載してございます。

次に、ページをめくっていただいて、11ページでございますが、検討課題5、学習評価・進路指導の(1)のその下のア、評価の妥当性、信頼性を高めるというところでございますが、こちらにも指導計画に基づき、特別支援学級の教員、通常の学級の教員、講師等で評価基準や評価場面、評価方法について共通理解を図ると記載させていただいております。

では、最後に教育委員会資料の裏面にお戻りをいただきまして、3番の今後の予定でございますが、来年4月の開設に向けて、お示しのとおりの流れで準備をしております。資料に記載はございませんが、今後、先生方とともに、江東区で開設されている特別支援学級の視察を行ったりするなど、教育委員会としても開設に向けてのサポートを行ってまいりたいと思います。

説明については以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

いつものことながら、北区がこうした特別な支援を必要とするお子さんに対する十分な手立をとっていることに心から感謝申し上げます。この報告書も全て目を通させてい

いただきました。本当に丁寧な内容で、都全体としても先進的に取り組んでいることをぜひ東京都に伝えていただき、講師等の手配を区だけではなく、都もさらに応援していただけるようお願いしていただきたいと思っております。

本件について、2点ほど教えていただきたい点がございませぬ。まず1点目、別添資料の4ページから5ページにかけて、保護者と教育委員会との合意形成を経て入級を決定するというこゝで、その流れが丁寧に表でまとめられてありますが、校長先生がどのように関わるかを教えていただきたいと思ひます。そう申しますのも、これまで、就学相談からの流れの中で、校長の関わり方について、学校によって受け止め方に差異があったのではないのかと思ひます。

もう1点は、合理的配慮についてです。定期考査についても記載されており、本当に素晴らしいと思ひているのですが、高校進学に当たっての内申書への記載、学級の記載はどのようにする予定なのか。それは各学校長の判断や、保護者との相談等もあるかと思ひますが、もし話題になっていましたら、教えていただきたいと思ひます。

併せて、合理的配慮と関係しますが、13ページに、学級開設に関する理解啓発とあります。学級そのものに対する理解啓発はとても大事だと思ひますが、障害そのものへの理解について、ご本人の障害受容と併せて、周囲の受け止め方や、どのように応じたらよいのか、概念的なことだけではなくて、具体的な方策を講じる。その関わり合いの中における成功体験が双方に対して理解啓発していくうえで、とても大事なことだと思ひます。校内の教職員はもとより、保護者や地域に対しても一歩踏み込んだ理解啓発の在り方について、引き続き検討・実施していただきたいという希望ではあります。具体的な案が出ておりましたら、教えていただきたいと思ひます。以上でございませぬ。

教育総合相談センター
所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター
所長

まず、4ページから5ページの就学相談以降の流れの部分でございませぬ。校長先生の関わりは記載してありませんが、自閉症・情緒障害の学級が王子小に引き続いて2学級目であるということと、初めて王子桜中に開設させていただくというところで、今回は特にその都度といいますか、適宜校長先生には今どういう状況になっているか情報提供してまいりたいと思ひます。

それから、2点目の合理的配慮において、内申書の記載につきましては、具体的な内容は出ておりませぬ。既に開設している中学校の特別支援学級、自閉・情緒の学級を開設している学校の事例についても話を伺ひまして、今後記載をどうするか、教育委員会と学校でよく話をしていきたいと思ひます。

それから、3点目でございませぬ。学級開設をしていることそのものだけではなく、障害そのものについての理解啓発について、自閉症情緒障害は、外からはうかがい知れな

い障害の特性ということもございますので、今後教育委員会から保護者の方へ説明の場面もあろうかと思えます。また、学校の中での職員会での説明といった場面もあると思えますので、障害の特性やどのように対応すると良いか等含めてお話ができるよう、学校と相談し、教育委員会でも検討してまいりたいと思えます。以上です。

清正教育長

本間委員

本間委員

ありがとうございます。まず、5ページの転学相談の流れですが、特に校長先生の関わり方が、保護者との関係でとても大事であると思えます。校長先生が随時状況を把握なさることはもちろんですが、どの段階で校長先生が保護者に伝えるのか、あるいは伝える必要はないのか。全て教育総合相談センターでやっていただけるのか、より具体的な動きが始まったときに校長会との連絡をぜひ重ねていただきたいと思っております。

それから、理解啓発のお話、誠にありがとうございます。こうした取組を北区ニュースなどで一度ならず繰り返し掲載していただいて、最後に所長がおっしゃった、どのような対応をするとよいか、パンフレットのような視覚的に訴えるものも載せていただくなど、人間関係が円滑にいくようなものをあわせて掲載していただけるとありがたいと思えます。このことは、広く社会生活を行っていくうえで、どの人にも通じる大事な視点だと思います。みんながそういったことを目にして、より人間関係が円滑に、そして他者理解といったことに対して普遍化して考えられるようなものとして捉えていくことが大事だと思っております。一般社会の中で、誰もが自分のこととして考えられていく、その原点になるようなものだという訴えを行っていただけるとありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

清正教育長

ほかにごございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程4、報告第60号「特別支援教室(中学校)の巡回拠点の設置について」事務局から説明をお願いします。

教育総合相談センター
所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター
所長

それでは、報告第60号につきまして、ご説明申し上げます。
1枚おめくりいただきまして、1番の要旨でございます。北区におきましては、全小中学校に特別支援教室を設置完了しておりまして、中学校については巡回拠点校である

王子桜中学校、それから桐ヶ丘中学校の2校から巡回指導教員を各校に派遣をしておりますが、このたび王子桜中学校の担当校の見直しを図り、「巡回拠点王子桜」を分割し、田端中学校に「巡回拠点田端」を新設するものでございます。

なお、指導する場所としての特別支援教室は既に全校で設置をしておりますので、今回のことで新たな教室、スペースを必要とするものではございませんが、イメージといたしましては王子桜中学校に在籍する巡回指導教員が減り、その分田端中学校に在籍するというので、田端中では新たな教員分の職員室スペース、それから書類の保管場所が必要となるということでございますが、事前に田端中学校とは調整はさせていただいております。

担当校につきましては、お示しのとおり巡回拠点王子桜はJR京浜東北線の東側の3校を王子桜中学校、西側の4校を田端中学校で担当するものでございます。

2番の現況、それから3番、今後の予定等、対象生徒数の推移につきましては、お示しのとおりでございます。後ほどご高覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程5、報告第61号「赤羽西図書館のトイレ改修工事とそれに伴う臨時休館について」事務局から説明をお願いします。

中央図書館長 教育長

清正教育長 中央図書館長

中央図書館長 赤羽西図書館のトイレ改修工事とそれに伴う臨時休館について、ご報告させていただきます。

おめぐりいただきまして、1の要旨です。赤羽西図書館は昭和53年に建設された赤羽西福祉作業所の建物の3階に所在しております。建設から40年以上経過して老朽化が進んでおり、様々な施設に破損や故障が出てきておりまして、その都度補修などを行っております。その図書館の中にありますトイレでございますが、天井や仕切り、壁などに不具合が多くなってきまして、トイレ使用中に大事に至らないよう、それらの補修、修理の工事を行います。併せて、この機会に洋式トイレ、腰掛便座への改修工事も行います。

工事期間中はトイレの使用自体ができないことに加え、工事に際して騒音や振動、粉塵などの発生が想定され、静寂、正常な図書館環境が維持できないことから、工事中の

期間を臨時休館とさせていただきます。

工事の主体ですが、2にお示しの社会福祉法人北区社会福祉事業団が工事を進めてまいります。

3にこの工事の予定をお示ししました。12月12日から天井工事などを始めまして、翌々週の26日に工事を完了させる予定です。

工事の期間、4にお示しの期間臨時休館とさせていただきます。この間、1階の赤羽西福祉作業所や2階の赤羽台西小クラブ第2については、通常どおり開所すると伺っています。

5のその他でございます。9月17日の木曜日に文教子ども委員会へ報告させていただきました。また、9月20日号の北区ニュース等にそれぞれ工事と臨時休館についてご案内させていただきました。以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 返却ポストが1階に設置されておりますが、臨時休館中も利用できますでしょうか。

中央図書館長 教育長

清正教育長 中央図書館長

中央図書館長 返却ポストにつきましては、通常どおり使用することができるようになっております。従事者も勤務はしておりますので、その間の図書の流通については、通常どおり行う予定でございます。以上です。

清正教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程6、報告第62号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第62号でございます。

1枚おめくりください。記書きの1番でございますけれども、今回名義使用承認をした旨の報告が合計6件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目「子どもかがやき文化芸術事業」北区文化振興財団理事長でございます。後ほど一番後ろにつけてございます別紙1をご高覧いただければと存じます。

2件目「2021 東日本たのしい授業セミナー」主催者、たのしい授業セミナー実行委員会実行委員長でございます。

3件目「きたく子ども劇場鑑賞例会 令和2年度後期」同劇場運営委員長でございます。

4件目「きたく子ども劇場遊び表現活動 令和2年度後期」同劇場運営委員会運営委員長でございます。

5件目「東邦音楽大学附属東邦中学校・東邦高等学校クラシックコンサート」NPO法人ユネスコパートナーシップ世界遺産トーチランコンサート協会理事長でございます。

6件目「第24回親子でチャレンジ飛鳥山」北区青少年委員会会長でございます。

2番といたしまして、事業実績の報告でございます。今回5件目お示ししてございます。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第9回教育委員会定例会を閉会させていただきます。